平成２４年（フ）第２４０号
岡山市南区西市522番地の１
破産者　オゴー開発株式会社
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７２号
岡山市中区藤崎667番地34
破産者　有限会社西日本通商
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７３号
岡山市中区藤崎667番地34
破産者　兼井　辰生
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０２号
岡山市北区平野203番地２
破産者　小六　道子
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８７号
東京都三鷹市下連雀９丁目５番１号
破産者　有限会社鷹鮨
１　決定年月日　平成25年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１８８号
東京都三鷹市下連雀９丁目５番１号泰成マンション25
破産者　羽賀　敏光
１　決定年月日　平成25年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２号
長野県岡谷市赤羽３丁目９番13号、商業登記簿上の本店所在地長野県茅野市本町西12番31号
破産者　有限会社細田工務店
１　決定年月日　平成25年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１８号
長野県諏訪郡富士見町富士見10451番地４
破産者　ＫＢアドバンス株式会社
１　決定年月日　平成25年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１０号
愛知県江南市前飛保町栄80番地１、商業登記簿上の本店所在地愛知県一宮市時之島字二本松西47番地の１
破産者　有限会社マークファイン
１　決定年月日　平成25年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４８号
三重県津市雲出本郷町1800番地１
破産者　株式会社中京
１　決定年月日　平成25年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６０５号
兵庫県尼崎市武庫之荘２丁目２番２号
破産者　株式会社おきタウンデータ
１　決定年月日　平成25年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５３号
奈良市法蓮町149―６清川ビル401号
破産者　有限会社飛鳥警備保障
１　決定年月日　平成25年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４２７号
和歌山市寄合町23番地
破産者　ＰＬＵＳ建設株式会社
１　決定年月日　平成25年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１２５号
東京都台東区浅草６丁目22番16―501号　コンフォラス浅草
破産者　中野　真典
１　決定年月日　平成25年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８０８号
広島市中区東平塚町２番26―506号、開始決定時の住所広島市西区古江上２丁目430番地の１　712号
破産者　万徳　光明
１　決定年月日　平成25年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６８号
熊本市西区花園７丁目２番21号　コーポ花園２階201号、前住所熊本市東区戸島西１丁目31番21号
破産者　宇野シズヱ
１　決定年月日　平成25年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１９９号
札幌市豊平区平岸８条12丁目３番55―707号
破産者　松本　　博
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４７号
岩手県奥州市水沢区西上野町10番16号
破産者　鈴木　明昌
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第１４号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字御所橋33番地１　ドリームメッセねぎしＣ棟203号室
破産者　藤原　　環
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第１１５号
川崎市川崎区本町２丁目９番地２　トップ川崎第２―501
破産者　亀田　陽司
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
富山県南砺市福野1633番地
破産者　中島　保則
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部